**三郷市飲食補助クーポン券事業**

【飲食補助クーポン券の概要】

（1）名称　　　　三郷市飲食補助クーポン券

（2）発行者　　　三郷市

（3）配布対象　　令和2年9月1日において、三郷市の住民基本台帳に記録されている各世帯の世帯主

（4）発行内容　　クーポン券付案内チラシ1枚3,000円券（500円券×6枚）

（5）発行枚数　　クーポン券付案内チラシ66,000枚

（6）使用期間　　令和２年９月から令和3年1月31日まで

【飲食事業者の要件】

（1）市内に飲食店（出前、テイクアウト専門店を含む。）を有する法人又は個人であること。

・飲食店　主として客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所。

・出前(デリバリー)　客の注文に応じて調理した飲食料品を客の求める場所に届けること。

・テイクアウト　客の注文に応じて調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、

又は包装を施してその場で譲渡すること。

（2）次に掲げる事項すべて誓約する者であること。

　ア　補助クーポン券を取り扱おうとする店舗が日本産業分類に定める産業のうち、飲食サービス業を営む事業所に該当し、かつ、当該店舗において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと。

　ウ　業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

　エ　三郷市暴力団排除条例（平成24年三郷市条例第25号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。

　オ　新型コロナウイルス感染症の予防に努めていること。

　カ　市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

　キ　市のホームページその他広報媒体への掲載に同意すること。

　ク　本要領の規定を遵守すること。

【店舗の登録、登録承認】

　　市内の飲食店において補助クーポン券の取扱を希望する飲食事業者は、「三郷市飲補助クーポン券事業登録店舗承認申請書兼誓約書」（様式第1号）を提出してください。

　　その内容を審査し適正であると認めたときは、三郷市補助クーポン券の取扱い店舗として承認し、「三郷市飲食補助クーポン券事業登録店舗承認通知書」により通知いたします。

【補助クーポン換金手続き等】

　補助クーポン券の換金を受ける際は、「三郷市飲食補助クーポン券事業請求書」に使用済みであることを明示するため、裏面に取扱店名を記載、もしくはゴム印等を押すなどした補助クーポンを添付し、期日までに三郷市商工会に提出してください。後日、三郷市より、指定口座に振り込みいたします。

問合せ先　三郷市商工会（担当：・）

ＴＥＬ　０４８－９５２－１２３１

ＦＡＸ　０４８－９５２－３４３２